

【オーストラリア】 議会予算局関連の情報自由法等の改正

海外立法情報調査室・等 雄一郎

* 議員からの政策の費用計算の秘密依頼に応じるため、議会予算局は1982年情報自由法の適用除外機関となっている。職務遂行のために同局が連邦政府各機関へ行う照会に関して各機関の保有する文書も適用除外とするため、情報自由法等が2012年12月に改正された。

1 議会予算局（PBO）の新設とその任務

連邦議会に独立で党派的偏りのない政策の費用計算や予算の分析を提供するため、2012年2月に連邦議会事務局の4つ目の部署として議会予算局（Parliamentary Budget Office: PBO）が新設された。1999年議会事務局法上、PBOの任務は次の5つである。①選挙管理内閣期間以外の通常期間に、両院議員の依頼に応じて政策の費用計算を行うこと（依頼者は依頼及び回答を秘密にできる）。②選挙管理内閣期間に、会派の公認構成員又は無所属候補者の依頼に応じて、それぞれ公約とする政策の費用計算を行うこと。③両院議員からの政策の費用計算以外の予算関連の依頼に回答すること（依頼者は依頼及び回答を秘密にできる）。④両院の委員会の調査依頼に回答し、その結果を公表すること。⑤①から④の依頼を予測して、予算や財政政策の背景に関する調査と分析を行い、その結果を公表すること（注1）。

①や③のように、PBOは、議員のために秘密に費用計算や予算分析の作業を行うことがあるため、新設の際に1982年情報自由法（以下「FOI法」）が改正されて、豪州治安諜報機関（ASIO）等と同様にFOI法の適用除外機関に指定された。

2 2012年情報自由改正（議会予算局）法の制定

FOI法制定以来、連邦議会がFOI法の適用対象となるかどうか曖昧であったが、連邦情報総監の定めるFOI法運用指針上、従来、連邦議会事務局にFOI法は適用しないことになっていた。PBO新設によりPBOがFOI法の適用除外機関に指定されたこともあり、同指針が2012年5月に改正されて、今後は連邦議会事務局の他の3つの部署（上院事務局、下院事務局、議会事務総局）にFOI法が適用されることになった（注2）。

PBOがFOI法適用除外機関に指定され、運用指針が改正されても、連邦政府各機関が保有するPBO関連の文書をFOI法の適用除外とする規定はFOI法になかった。このため、FOI法の規定が従来の上では、PBOが各機関に対して行った照会やこれへの回答がFOI法に基づき開示され、PBOの職務の秘密性が損なわれて、その信頼が揺らぐ可能性があった。PBOと各機関との間では提供情報の取扱いの枠組みを定めた覚書が2012年9月に締結されたが、PBO関連の文書の秘密取扱いをより明確にするため、2012年情報自由改正（議会予算局）法（Act No.177 of 2012）が12月4日に制定された。PBOの信頼性維持の重要性に鑑み、同法は10月11日の法案提出時点に遡って施行された。

3 2012年情報自由改正（議会予算局）法の概要

同法は、FOI法の改正を行うと共に、関連して1984年プライバシー法（以下「プライバシー法」）の改正を行った（注3）。

FOI法の改正点は2点である。第1の改正点は、「PBO文書」をFOI法の適用除外の1類型として定めるための規定が追加されたことである（新第45A条）。これにより、議員からPBOへの秘密の依頼に関して、連邦政府各機関にPBOが行う質問とその回答等で各機関が保有する関係文書を「PBO文書」と定めて、国家安全保障や外交関係、法執行や公安関係の文書等と同様に包括的にFOI法の適用除外とした。

FOI法の第2の改正点は、FOI法第25条の改正である。同条は、FOI法の適用除外となる特定の文書のFOI法に基づく開示請求に対して、連邦政府各機関又は各大臣が当該文書の存否について肯定も否定もしないことができる権利を従来から定めていたが、改正により、その対象として、従来から指定されていた国家安全保障、外交、法執行及び公安関係の文書に「PBO文書」が新たに加えられた。これは、特定の事項に関してPBOが秘密の依頼を受理したかどうかを探ることを目的としたFOI法に基づく開示請求に対応するための規定である。従来の第25条の規定では、各機関が開示を拒否したとしても、その適用除外事由の説明を通じて、PBOに対して秘密の依頼が行われた事実に関する文書と情報の存在が明らかになるからである。改正により、PBOが秘密に費用計算や予算分析を遂行するために必要な保護措置が一層整備された。

次に、上記のFOI法第25条の改正に伴って、プライバシー法第34条が改正された。同条は、連邦情報総監がその任務とするプライバシー侵害に関する調査の目的で、各機関の活動を調査する際に、国家安全保障、外交、法執行及び公安関係の文書について、その存否に関する情報を明らかにしないことができると定めるもので、改正により、同様の扱いを行う文書に「PBO文書」が加えられた。

なお、PBOがFOI法の適用除外機関であることに関連して、予算以外の分野でPBOと類似の調査・分析を議員に提供する連邦議会図書館が議会事務総局の一部署であるため運用指針上FOI法の適用対象となることとの整合性を問う指摘もある（注4）。

注（インターネット情報はすべて2013年1月22日現在である。）

(1) 矢部明宏「議会サービス法等の改正」『外国の立法』251-1号, 2012.4 pp.22-23.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487664_po_02510110.pdf?contentNo=1> を参照。

(2) Mary Anne Neilsen, “Freedom of Information Amendment (Parliamentary Budget Office) Bill 2012,” *Bills Digest* No. 39 2012-13, 2012, p.7.

<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/2014360/upload_binary/2014360.pdf;fileType=application/pdf>

(3) 改正の概要は主にニコラ・ロクソン司法長官の連邦議会での法案趣旨説明による。Nicola Roxon (Attorney-General), ‘Second reading speech: Freedom of Information Amendment (Parliamentary Budget Office) Bill 2012,’ *House of Representatives Debates*, 10 October 2012, pp.11766-11767.

(4) Neilsen, *op.cit.*(2), p.13.